平成２５年（フ）第６０８６号
大阪府四條畷市岡山１丁目21番28号
債務者　坂入　光代
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２５号
大阪市平野区瓜破３丁目２番６号
債務者　乾　トミ子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４７号
大阪市浪速区恵美須東２丁目９番８―307号
債務者　兵頭　貞夫
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８号
山形県鶴岡市海老島町16番50―１号
債務者　長谷川欣子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１０５号
福島県福島市御山字検田48―53　信夫ハイツ409、住民票上の住所静岡県御前崎市白羽601番地の２
債務者　工藤　進次
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２号
静岡県富士市一色163番地の４　グリーンシティ95Ｂ―202号、前住所静岡県富士宮市精進川889番地の17
債務者　鈴木　　暢
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１０号
愛知県江南市古知野町小金38番地
債務者　福田さゆり
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５８４号
大阪府泉佐野市松原３丁目３番２―203号、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎上町３丁目３番27号　サンワハイツ５
債務者　栗原　仙哉
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６０９号
大阪府阪南市尾崎町７丁目２番21―401号、前住所大阪府泉南市信達市場432番地の１ベルヴィーワン103号
債務者　松﨑　英樹
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６２０号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番58―202号
債務者　加藤　裕樹
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６２５号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番30―304号
債務者　吹金原伸彦
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５号
大阪府泉佐野市本町10番９号
債務者　黒川　彰子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町１丁目４番43号岡崎マンション３―Ａ、前住所大阪府泉佐野市南中安松271番地の10
債務者　萬谷　武志
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第７号
大阪府泉南郡熊取町山の手台２丁目９番39号
債務者　レイドバックこと　薩摩　義隆
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
大阪府和泉市池上町２丁目１番12―201号、住民票上の住所堺市北区北長尾町２丁５番11号
債務者　仲濱　寛人
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
大阪府泉佐野市松原２―５―30フィルライトマツバラ201号室、住民票上の住所大阪府貝塚市澤413番地１　Ｓ棟201号
債務者　前田　大樹
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
大阪府和泉市黒鳥町２丁目６番19号―101、前住所大阪府和泉市伏屋町２丁目１番11―102号
債務者　永友　孝子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係